

第5章 マスタープランの推進

1. 基本的な考え方

本マスタープランを着実に推進していくために、引き続き、北九州市港湾空港局が中心となって関連部局と連携を図りながら、各施策の取り組み状況等を定期的に点検・把握する進行管理を実施します。

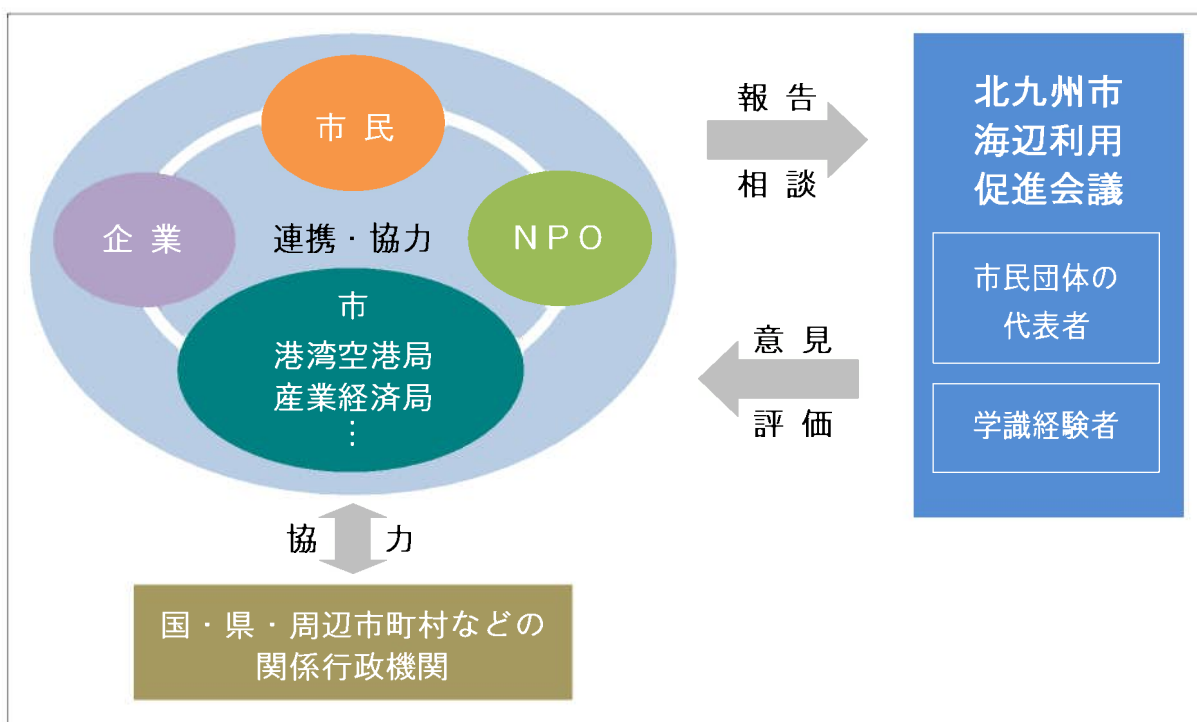
2. 総合的なマスタープラン推進体制

計画の推進にあたっては、北九州市、市民、企業、NPOが一体となる推進体制を作り、関係部局が連携を図りながら、協働により進めていきます。

北九州市港湾空港局を中心とした組織により、行政内における情報共有や計画の進捗状況についての点検を実施し、施策・事業等の推進・調整を図ります。併せて、アンケート調査等により市民・NPO、企業等の取り組み状況についても把握に努めます。

また、市民や各種団体の代表者、学識経験者などの委員で組織している「北九州市海辺利用促進会議」から、計画の進捗状況等について評価や意見を聴取することにより、市民ニーズや社会情勢を踏まえた、バランスの取れた施策を実施します。

■マスタープラン推進体制図



3. 進捗管理の方法

(1) 計画の進捗状況の点検・評価

今後も引き続き、計画の進捗状況の点検を実施し、施策・事業等の推進・調整を図ります。計画の進捗状況についての点検結果は、「北九州市海辺利用促進会議」に報告し、評価及び意見を聴取します。

また、中間見直し後も、PDCAサイクルに基づき事業の評価を行い、事業効果の低い事業については見直しを行い、事業効果の高い事業を重点的に進めます。

策定時に定めた進捗指標については、これまでの達成状況を踏まえて修正を行い、新たな施策について進捗指標を設定しました。

【方針1】場の提供 ～訪れることのできる海辺を増やす～

| 取り組みの柱 | 進捗指標項目 | | 基準値 (策定時) | 現状値 (H27年度) | 目標値 (H32年度) | 達成率 |
|--------------|----------------------|-----------------------------|--------------|----------------|----------------|--------|
| 水際線整備の推進 | 新たな緑地等の整備 | 市民に親しまれる水際線箇所数（着手含む） | 26箇所 | 36箇所 | 【累計】 36箇所 | 100.0% |
| | 既存施設の利活用による利用可能区域の拡大 | | | | | |
| | 魅力ある海辺空間の創出 | 未利用地の利活用 | — | なし | 【累計】 2箇所 | 0.0% |
| 交通利便性の確保 | 自動車利用者の利便性向上 | 自動車案内標識の新設数 | 0基 | 7基 | 【累計】 10基 | 70.0% |
| 市民参加による海辺づくり | 海辺利用のルールづくり | 海辺利用のルール作成 | なし | 作成済み | 作成 | 100.0% |
| | 市民意見を反映した海辺づくり | 魅力ある海辺づくりガイドライン作成 | なし | 作成中 | 作成 | 50.0% |
| | | 魅力ある海辺づくりに係る市民団体を通じた市民意見の聴取 | なし | なし | 【累計】 35団体 | 0.0% |

【方針2】機会の提供 ～訪れるきっかけをつくる～

| 取り組みの柱 | 進捗指標項目 | | 基準値 (策定時) | 現状値 (H27年度) | 目標値 (H32年度) | 達成率 |
|-------------------|--------------------|----------------------------|--------------|----------------|----------------|--------|
| 海辺を訪れ遊ぶきっかけづくり | 海辺のイベントの充実 | 市民団体が行う海辺のイベント数 | 42件 | 126件 | 【累計】 200件 | 63.0% |
| | | イベント開催に伴う各種手続のマニュアル作成 | なし | 作成済み | 作成 | 100.0% |
| | 海洋レクリエーションの振興 | 市民団体が行う海洋レクリエーションのためのイベント数 | 7件 | 36件 | 【累計】 37件 | 97.3% |
| 海や港を学ぶしくみづくり | 見学会の開催や見学受け入れ体制の強化 | 太刀浦コンテナ・ミナル見学者数 | 352人 | 790人 | 【単年度】 600人 | 131.7% |
| 海辺の資源を活用したにぎわいづくり | 海辺にある産業資源の活用 | 旧本事務所眺望スペースの年間来場者数 | — | 5万人 | 【単年度】 3万人 | 166.7% |
| | 豊富な水産資源の活用 | 水産物の直販施設の数 | 5箇所 | 10箇所 | 【累計】 10箇所 | 100.0% |

【方針3】情報の提供 ～もっと海を知ってもらう～

| 取り組みの柱 | 進捗指標項目 | | 基準値 (策定時) | 現状値 (H27年度) | 目標値 (H32年度) | 達成率 |
|------------------------------|-----------------------------|-------------------|--------------|----------------|----------------|--------|
| 海辺の魅力の 情報発信 | 海辺の見どころ 情報の発信 | ウェブサイトの充実 | 改訂前 | ウェブサイト 改訂済み | ウェブサイト 改訂 | 100.0% |
| | | 「海ナビ」 アクセス件数 | — | 38,501件 | 60,000件 | 64.2% |
| | | 年間の 新聞掲載件数 | — | 170件 | 200件 | 85.0% |
| | 海辺をとりまく 多様な活動の発信 | ウェブサイトの充実 | 改訂前 | ウェブサイト 改訂済み | ウェブサイト 改訂 | 100.0% |
| | | 市民団体のHP等 整備団体数 | — | 25団体 | 【累計】 35団体 | 71.4% |
| 市民活動に おける情報 の共有化 | 市民活動の ネットワーク化 | 市民団体の 交流の場 | — | なし | 【累計】 5回 | 0.0% |
| | 情報提供による 市民活動の支援 | ウェブサイトの充実 | 改訂前 | ウェブサイト 改訂済み | ウェブサイト 改訂 | 100.0% |
| 安全な利用 のための 情報提供 | 安全指導や安全 啓発活動の推進 | 「海の安全教室」 参加者数 | 0人 | 748人 | 【累計】 1,500人 | 49.9% |
| 国外からの 来訪者に 向けた 情報提供 | 外航クルーズ利用者 等への海辺観光 の推進 | クルーズ寄港数 | — | 3回 | 【単年度】 20回 | 15.0% |

【方針4】環境を守る ～環境と共生する海辺をめざす～

| 取り組みの柱 | 進捗指標項目 | | 基準値 (策定時) | 現状値 (H27年度) | 目標値 (H32年度) | 達成率 |
|----------------------|-----------------------|---------------------------------|---------------|----------------|-----------------|--------|
| 環境に配慮 した海辺の 整備 | 環境に配慮した 海辺整備の推進 | 環境修復に係る マニュアルの作成 | なし | 作成済み | 作成 | 100.0% |
| | | 海辺への植樹本数 | 0本 | 33,456本 | 【累計】 35,000本 | 95.6% |
| | 里海づくりの推進 | 藻場の造成面積 | 0㎡ | 94,052㎡ | 【累計】 84,000㎡ | 112.0% |
| | 企業との協働に よる環境保全 | 企業との海域環境 改善勉強会開催 | なし | 実施中 | 立ち上げ ・開催 | 50.0% |
| 海辺の環境 学習の推進 | 海辺の環境学習の 場の提供 | ムラサキガイを用い た環境修復体験 教室の参加者数 | — (3,108人) | 5,661人 | 【累計】 6,400人 | 88.5% |
| | 海辺を中心とした 自然学習の場の提供 | 自然体験会 開催回数 | 0回 | 25回 | 【累計】 30回 | 83.3% |
| 海岸環境の 維持・保全 | 利用者の保全意識 の向上 | 表彰件数 | — | 2件 | 【累計】 15件 | 13.3% |
| | 地域との協働に よる海辺の保全 | 助成団体数 | — (26団体) | 41団体 | 【累計】 50団体 | 82.0% |
| | | 助成件数 | — (65件) | 147件 | 【累計】 252件 | 58.3% |
| | | 海岸愛護活動の しくみづくり | なし | 実施中 | 策定 | 50.0% |

(2)評価指標の設定

「北九州市海辺利用促進会議」の評価を受ける際には客観性を確保しつつ、実効性の高い点検・評価を行うため、その手順や基準等を明確にし、説明性の高い評価の実施に努めます。

評価指標については、今後も引き続き、市民の満足度を高めることを基準とし、平成32年度の市民満足度75%を目標とします。

(3)アンケート調査の実施

上記の評価指標を把握するため、毎年市民を対象としたアンケート調査を実施するとともに、本計画の施策の評価を行うため、概ね3年毎に市政モニターを対象としたアンケート調査を行います。アンケート調査の内容は、実施する毎に見直し、共通項目のほか、施策の進捗状況や社会情勢の変化に応じた項目とします。

参考資料

1 北九州市における水際線の現状

1. 北九州市の水際線のこれまでと今

(1)北九州市の水際線の変遷

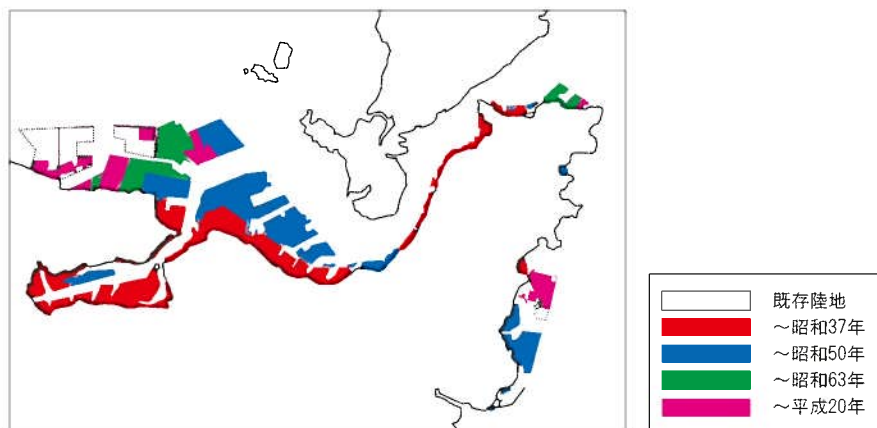
北九州市は、古くから貿易港として栄えてきた港湾都市です。

かつて門司港は明治 22 年に国の特別輸出港に指定され、また、若松港は明治 37 年に国の特別輸出入港に指定された歴史があります。そして、五市合併により北九州市が発足したのを契機に市内各港が合併し、昭和 39 年 4 月に「北九州港」が誕生しました。

本市の水際線の多くは埋め立てによって形作られており、現在その土地は、ほとんどが港湾物流や民間企業の生産活動の場として使用されています。これは、不足する工業用地や港湾設備を補うため、企業自らの負担により埋め立て等を行って土地を取得し、事業用地を確保してきた経緯があるためです。

このように、企業所有の土地が多いことも本市の水際線の特徴の一つとなっています。

■埋立地の変遷



■北九州市都市計画臨港地区分区指定図



(2) 海域環境の変化

北九州地域は、20世紀初頭より日本の四大工業地帯の一つとして重化学工業を中心に発展し、日本の近代化・高度経済成長の牽引役を果たしてきました。その一方で激しい公害に苦しむこととなり、昭和40年頃には洞海湾は工場廃水により「死の海」と化していました。

この状況からの脱却を図るため、市民、企業、行政が一体となった公害対策の取り組みが進められ、大規模な汚染底質除去作業などが実施されました。その結果、平成13年には、閉鎖性水域の富栄養化の指標である全窒素、全燐の環境基準を満たすまで水質が改善されました。

■昭和45年の洞海湾



■現在の洞海湾



ただし、水質が改善した近年も、閉鎖性の高い洞海湾では、他の海域と比べるとまだ窒素や燐の含有率が高い富栄養化状態にあり、赤潮や貧酸素水塊の発生がみられます。

そこで、平成15年度から16年度に国土交通省九州地方整備局、北九州市港湾空港局、北九州市環境科学研究所が共同で「ムラサキイガイを用いた環境修復技術」の実用化に向けた実証実験を行い、水質浄化効果や堆肥化による物質循環効果があることを検証しました。

これは、海水中のプランクトンを捕食することにより、高い水質浄化能力を発揮するというムラサキイガイの特性を活かした手法です。環境修復施設からロープを垂らすとムラサキイガイの幼生がロープに付着して成長します。その過程で窒素や燐を吸収し、周辺の水質浄化が行われるというものです。また、このロープはムラサキイガイを付着させたまま引き上げ、木製チップと混ぜて発酵させることで堆肥化を行います。

また、洞海湾は、湾口部から湾奥部までの環境の変化が大きいため、複数の環境修復手法を組み合わせる必要があります。このため、現在、湾内に干潟の覆砂実験場や藻場実験場を設置してモニタリング調査を行うなど、新たな環境修復手法についても検討を行っています。

■環境修復施設(若松区)



■干潟の覆砂実験場(若松区)



一方、本市を取り巻く広大な海域環境にも、大きな変化が生じてきました。

環境修復手法として検討されるように、海の浄化機能はこれまで主に藻場や干潟が担ってきました。しかしながら、様々な要因により藻場や干潟自体が減少しつつあるだけでなく、この浄化機能に対しても大きな負担が掛かっています。

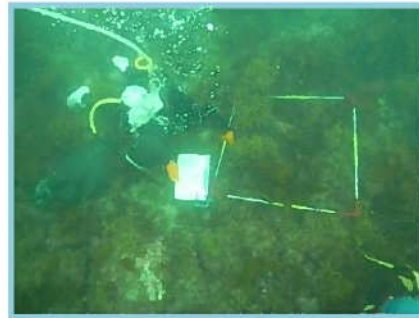
世界的な傾向としても、沿岸の藻場は、20年後には大部分が消失する恐れがあるといわれています。藻場には二酸化炭素の吸収効果もあり、藻場などの破壊を食い止めることが有力な地球温暖化対策になるという考え方が定着してきました。

このため本市では、海藻の植生による藻場の造成や干潟の保全活動により、生物生息環境の創出を行い、生物多様性の保全に取り組んでいます。また、沿岸域の自然回復を図り、食害生物の駆除に取り組むなど、積極的に人の手を加え、海域環境を維持・保全していく里海づくりを行うことで、本市の海洋資源の総合的な保全を推進しています。

■ 曾根干潟の底質改善対策フェンス



■ 藻場調査の様子



■ 食害生物ガンガゼの駆除



■ ミニストーンによる藻場創生



(3)区域区分別に見た水際線の現状

北九州市は、総延長約 226km という全国でも有数の長さの水際線を有しています。

水際線とは海と陸との境界線を指します。これに接する海域及び陸域は、港湾区域^{※1}、臨港地区^{※2}、漁港区域^{※3}、海岸保全区域^{※4}、一般公共海岸区域^{※5}等に分類されます。それぞれの管理は、海岸法により定められた管理者^{※6}が行っています。

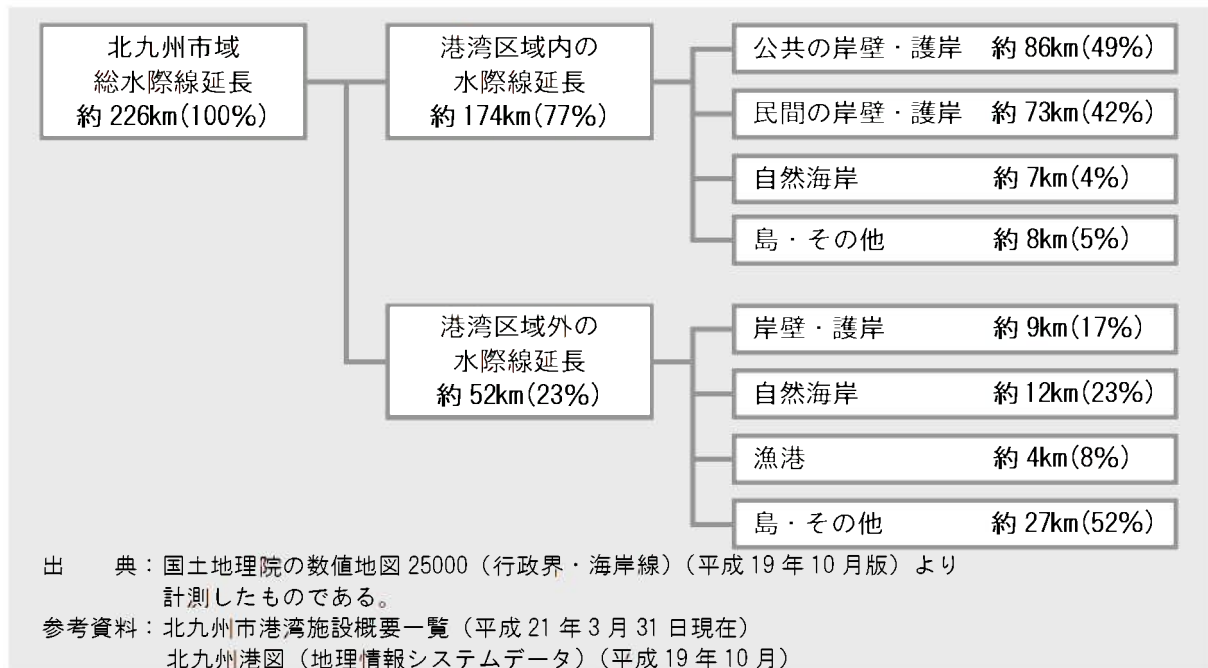
このうち、港湾区域、臨港地区、漁港区域は、ものづくり産業や漁業のための区域として位置づけられています。

海岸保全区域は、高潮などの被害を受けやすいため、対策を講じて防護できるよう、土地利用などに制限が設けられています。

さらに、自然公園^{※7}や風致地区^{※8}が指定された地域においても、土地の形質等の変更には制限が設けられています。

なお、本市は、臨港地区では全国 2 位、港湾区域では全国で 4 位という大規模な港湾空間を有しており、水際線の総延長に占める岸壁・護岸の割合が非常に高くなっています。

■北九州市の水際線(平成 27 年度末)



※1 港湾区域：港湾を管理運営するための必要最小限度の区域について、国土交通大臣または都道府県知事が港湾管理者に対して認可した水域のこと

※2 臨港地区：港湾の管理運営を円滑に行うため、港湾区域と一体として利用すべき陸域を、都市計画法に基づいて臨港地区として定めた地区、または港湾管理者が定めた地区のこと

※3 漁港区域：漁港漁場整備法により農林水産大臣が指定もしくは認可により市町村長が指定する漁港の区域のこと

※4 海岸保全区域：高潮や浸食等から後背地を防護すべき海岸について都道府県知事が指定する区域のこと

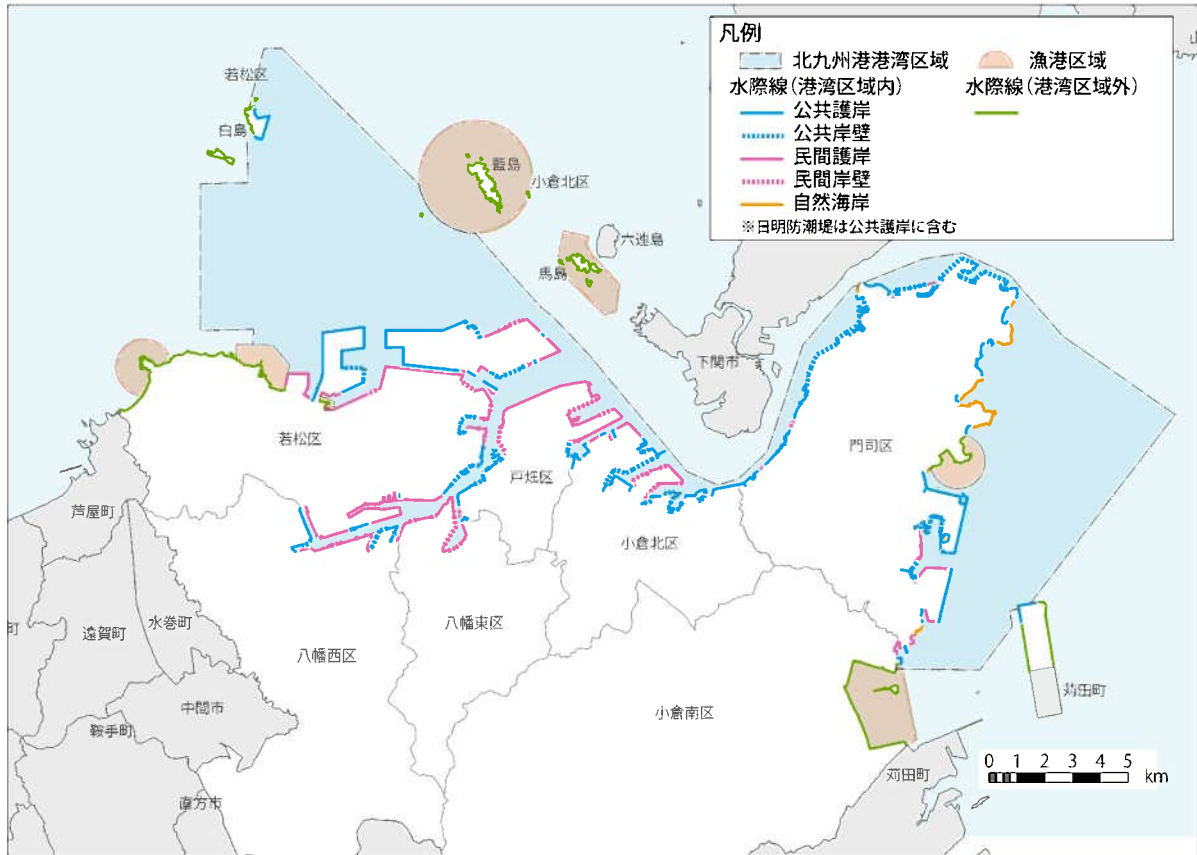
※5 一般公共海岸区域：公共海岸の区域のうち、海岸保全区域の指定を受けていない区域のこと

※6 管理者：海岸法により定められ、港湾管理者、漁港管理者及び海岸管理者に分けられる

※7 自然公園：自然公園法により環境大臣が指定する国立公園・国定公園や都道府県知事が指定する都道府県立自然公園の総称で、優れた自然の風景地のこと

※8 風致地区：都市の風致（樹林地、水辺地などで構成された良好な自然的景観）を維持するため、都市計画法により都市計画で定められる地区のこと

■水際線の現況(所有別・形態別)



出典：この地図は、国土地理院の数値地図 25000 を使用したものである。

■自然海岸



■護岸



■岸壁



(4)市民に親しまれる水際線の延長の推移

平成 27 年度末までに市民利用を目的として整備された水際線は、延長約 20.5km となりました。

整備された水際線の位置と延長、供用年次を以下に示します。



出典：この地図は、国土地理院の数値地図 25000 を使用したものである。

| 整備箇所名 | 延長 (m) | 供用開始年度 |
|---------------------|----------|------------------|
| 1 延命寺臨海緑地 | 850 | S52 |
| 2 日明・海峡釣り公園 (日明遊歩道) | 608 | S52・H10 |
| 3 第一船だまり周辺 | 915 | H2・H7 |
| 4 新門司マリーナ 外 | 660 | H3 |
| 5 和布刈観潮遊歩道 外 | 1,080 | H5・H8 |
| 6 新門司フェリー埠頭緑地 | 70 | H6 |
| 7 青浜海岸 | 450 | H7 |
| 8 若松南海岸緑地 外 | 1,630 | H9 |
| 9 八幡東田緑地 外 | 1,010 | H9 |
| 10 西海岸2号緑地 外 | 564 | H10 |
| 11 奥洞海バードオブザバトリー | 441 | H10 |
| 12 大刀浦コンテナターミナル展望室 | - | H10 |
| 13 戸畑親水緑地 外 | 256 | H12 |
| 14 大積海岸 | 300 | H12~H13 |
| 15 都島展望公園 牧山海岸地区 | 800 | H12~H14 |
| 16 しおかぜの路 | 530 | H15 |
| 17 サンセット広場 外 | 210 | H15 |
| 18 脇田海岸 | 500 | H16 |
| 19 新門司海浜緑地 | 755 | H16 |
| 20 部埼灯台周辺 | 1,000 | H18 |
| 21 大里海岸緑地 | 600 | H18 |
| 22 脇田漁港周辺 (釣り棧橋他) | 1,030 | H13~H20 |
| 23 浅野臨界部防災1号緑地 | 110 | H20 |
| 24 岩屋海岸 | 240 | H21 |
| 25 新門司東緑地 | 1,300 | H22 |
| 26 響灘2号緑地、響灘北緑地 | 1,450 | 2号緑地：H17、北緑地：H22 |
| 27 北九州臨空産業団地 (緑地) | 1,600 | H23 |
| 28 津村島緑地 | 600 | H25 |
| 29 響灘北緑地 (一部) | 108 | H26 |
| 30 脇田フィッシャリーナ | 306 | H24 |
| 31 赤坂延命寺 | 220 | H23 |
| 32 若松東海岸 | 240 | H27 |
| 整備済延長 合計 | 20,433 m | |

※計画箇所のうち、一部供用を開始した箇所の延長であり、整備中の延長は含まれない。

2 これまでのマスタープラン

【これまでのマスタープランの概要】

全国でも有数の長い水際線と豊かな自然を持つ北九州市の特性を活かしたまちづくりを目指し、平成6年に「市民に親しまれる水際線づくりマスタープラン」を策定しました。

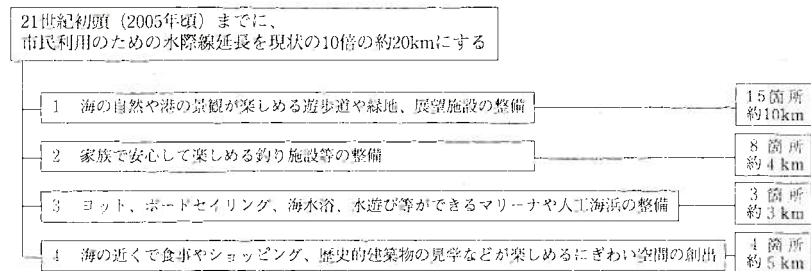
このプランでは、「市民利用のための水際線」の整備計画に関する目標と基本方針を定めました。さらに、自然条件、土地利用状況などの諸条件を考慮して整備地区を選定し、地区ごとの整備の方針を決定して、水際線づくりに取り組みました。

平成14年に改訂した「海辺のマスタープラン2010」では、「水際線」を、市民だけでなく市外からの来訪者に対しても、街を印象づける重要な要素として位置付けて、整備推進のコンセプトを「さまざまなニーズに応える多様な水際線の利用を目指して」と設定しました。

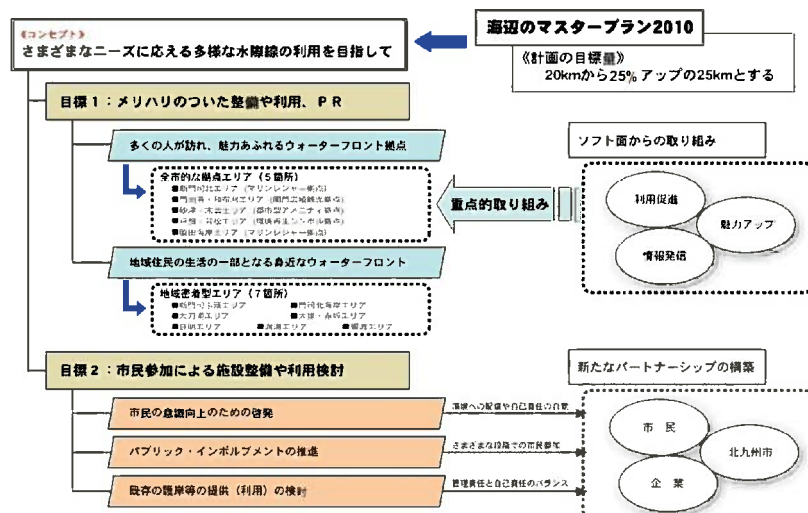
そして、前マスタープランを踏まえて整備箇所の見直しを行いました。12のエリアを選定し、特に魅力があり高い市民利用のポテンシャルを持つ水際線を拠点エリア、それ以外を地域密着型エリアと位置づけることで、メリハリのついた効率的・重点的な整備の推進や総合的な魅力づくりを進めることとしました。

また、様々な場面での市民参加を図り、整備への市民意見の反映や、利用にあたっての意識向上の啓発、既存の護岸等の利用検討に取り組むなど、市民・企業との新たなパートナーシップの構築に重点を置きながら取り組みを進めてきました。

■「市民に親しまれる水際線づくりマスタープラン」の目標と構成



■「海辺のマスタープラン2010」の目標と構成



3 市民アンケート調査結果

1. 調査概要

本計画の進行状況の点検・評価や中間見直しにあたり、市政モニターや海辺利用者、学生等を対象として、下記の調査を実施しました。

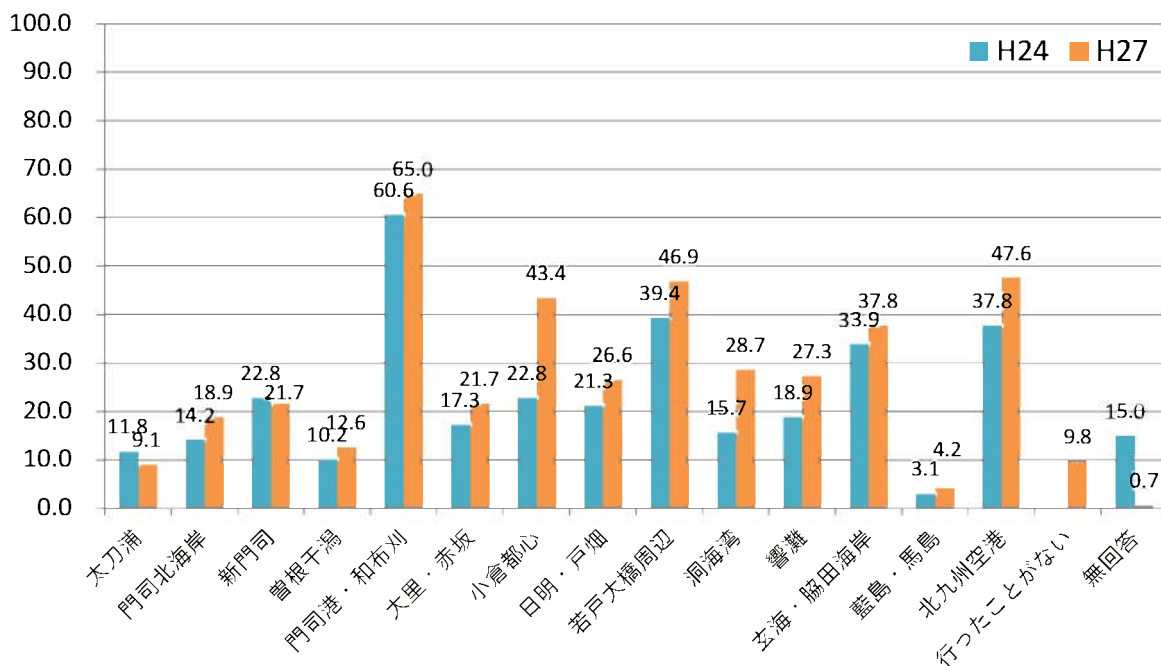
市政モニターについては、平成 24 年度に実施した調査と同様のものを実施し、市民意識の変化を把握できるものとなりました。

| 名称 | 北九州市の 海辺に対する 意識調査 | | 北九州市の 海辺に対する アンケート | 行政評価に係る 市民アンケート 調査 |
|-----------|----------------------------------|----------------------------------|--|--|
| 調査期間 | 平成 24 年 6 月 11 日 ～6 月 26 日 | 平成 27 年 9 月 11 日 ～10 月 7 日 | 平成 27 年 8 月 21 日 ～11 月 20 日 | 平成 27 年 4 月 14 日 ～4 月 30 日 |
| 実施方法 | 郵送、 インターネット | 郵送、 インターネット | 郵送（市民活動団体のみ）、 街頭調査等 | 郵送 |
| 対象 | 市政モニター 150 人 | 市政モニター 149 人 | ・ 市民活動団体 （みなとや海辺の活動支援、 みなとや海辺の親しみ創出事業） ・ 海辺の施設利用者 （旧大連航路上屋、旧門司税関、 旧古河鉱業若松ビル） ・ イベント参加者 （関門海峡クルーズ、 クルーズ客船寄港） ・ 渡船利用者 （若戸渡船、関門汽船） ・ 大学生 （北九大、西工大等） | 市内に居住する 20 歳以上の男女 個人 3,000 人 （H27.3.31 現在の 住民基本台帳から 無作為抽出） |
| 有効 回答数 | 127 人 | 143 人 | 1,137 人 | 1,202 人 |
| 有効 回収率 | 84.7% | 96.0% | — | 40.1% |
| 実施 主体 | 市民文化スポーツ局 広聴課 | 市民文化スポーツ局 広聴課 | 港湾空港局 開発課 | 総務企画局 行政経営課 |
| 備考 | 同一質問で比較 | | | 平成 22 年度より毎年実施（港湾は平成 23 年度から） * 行政評価における成果指標の調査 |

2. 結果概要

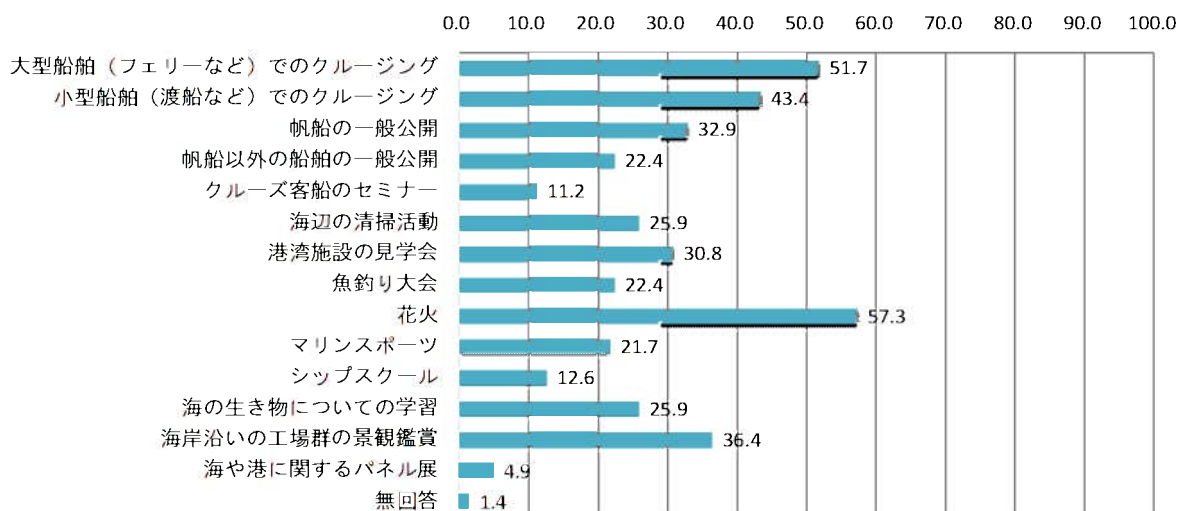
■過去1年間に北九州市の海辺へ出かけた割合(%)

H27年で最も多い訪問地は、「門司港・和布刈」で65.0%。H27年とH24年を比較すると、14のゾーンのうち、「太刀浦」、「新門司」を除いた12のゾーンで訪れた割合が高まり、海辺の訪問頻度の増加や訪れる場所の広がりが見られました。



■参加したい海や港のイベント(%)

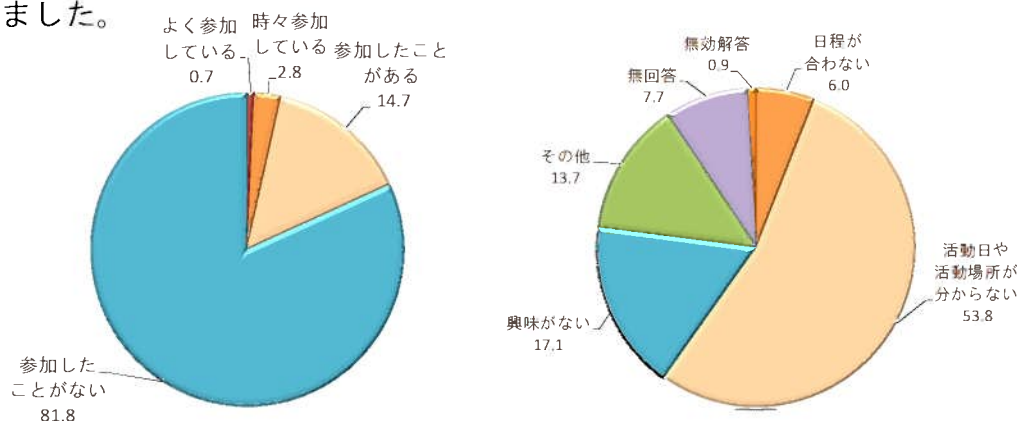
どのような海や港のイベントに参加したいかについて、高い方から順に「花火」、「大型船舶などでのクルージング」、「小型船舶などでのクルージング」、「海岸沿いの工場群の景観鑑賞」となりました。



海辺での清掃活動への参加状況や、清掃活動やイベント等を行う市民活動の認知状況について調査しました。

■海辺での清掃活動への参加状況(%) ■海辺での清掃活動へ不参加の理由(%)

海辺での清掃活動への参加状況について、「参加したことがない」が約8割となり、その理由は、「活動日や活動場所がわからない」が最も高く、次に「興味がない」となりました。



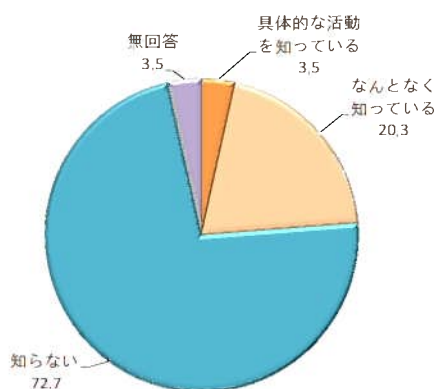
■清掃活動に参加したきっかけ(%)

清掃活動に参加した人のきっかけについて、「町内会や会社の働きかけ」が最も高い結果となりました。



■海辺での清掃活動やイベント等を行う市民団体の認知状況(%)

市民団体の認知状況について、「知らない」が約7割となりました。



【P41, 42 市政モニターを対象とした北九州市の海辺に対する意識調査より】

■その他の評価や意見

本市の海辺や港における、満足度をより高めるために必要な施策について、下記のような意見も寄せられました。

◇水際線整備の推進

・せっかく海に近い市なのに、海水浴ができるところが少ないのが残念である。

◇交通利便性の確保

・家族揃って公共交通機関で色々な所へ行けたら、子供の社会勉強になると思う。

◇市民参加による海辺づくり

・海でのゴミ処理などのマナーアップが必要である。

◇海辺を訪れ遊ぶきっかけづくり

・市民、観光客へ魅力的な PR 活動が必要である。

◇海や港を学ぶしくみづくり

・若い親子が遊び、学べる施策が多くあると、子どもが小さい時から海辺や港に興味を持つと思う。

◇海辺の資源を活用したにぎわいづくり

・世界遺産となった官営八幡製鐵所関連施設の観光・見学ルートをつくるほか、歴史、工場、朝市などを観光資源として訪れるきっかけをつくってはどうか。

◇海辺の魅力の情報発信

・門司港は全国的に知名度が高いが、本市にはもっと種類の違う海辺が沢山ある。こういった楽しみ方があるか分かると、行きたいと思うきっかけになると思う。

◇市民活動における情報の共有化

・活動の HP での告知が必要である。

◇安全な利用のための情報提供

・ランニングやサイクリングなどスポーツが安全に楽しめる環境づくりにより、もっと海辺に出向きたいと思う。

◇環境に配慮した海辺の整備

・イベント参加者に環境改善対策に取り組んでもらい、安全で綺麗な状態を維持させていくとよいと思う。

◇海辺の環境学習の推進

・学校の授業で、海岸沿いのゴミ拾いなどの環境学習があれば、子どもたちがもっと海辺に興味を湧くと思う。

◇海岸環境の維持・保全

・ボランティアで海辺のゴミ拾いをする等の活動を地域ぐるみで出来たら素敵だと思う。

【市政モニター及び海辺利用者・学生を対象とした北九州市の海辺に対する意識調査より】

4 用語の解説

あ～お

| | |
|---------------|--|
| アクセス | 接近方法、接続道路、交通手段などを指す。 |
| アマモ | 北半球の温帯から亜寒帯にかけての水深1～数mの沿岸砂泥地に自生する海草の一種。日本各地に分布する雌雄同株で多年生の植物。 |
| アメニティ | 心地よさ、快適さ、快適性などが整い、整備されていること。 |
| 磯根資源 | 漁業の対象となる沿岸に生育するコンブ、ワカメ等の海藻やサザエ、アワビ、ウニ等の水産動物のこと。 |
| 一般公共海岸区域 | 公共海岸の区域のうち、海岸保全区域の指定を受けていない区域のこと。 |
| インバウンド | 海外から日本へ外国人観光客が訪れてくる旅行のこと。 |
| ウォーターフロント | 海、川、湖などの水際に沿った陸域と水域を合わせた空間のこと。都市の新たな開発区域としての港湾を指すことも多い。 |
| エコタウン | 資源循環型社会の構築をめざし、地域の産業蓄積を活かした「環境産業の育成」と、「廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進」により、産官学が連携して先進的な環境調和型まちづくりをめざす取り組み。 |
| エコツアー | 環境を守り、そこに住む人々の生活向上に貢献できる責任感ある旅の形態。環境と観光の両立を図る新しい取り組みとして注目されている。 |
| 奥洞海バードオブザバトリー | 若松区奥洞海地区にある緑地のこと。遊歩道や駐車場が整備され、野鳥観察など自然とふれ合うことができる。 |
| おさかなロード | 若松区の国道495号沿い脇田～有毛間にある旅館、割烹、レストランが集まっている地区の名称。新鮮な魚と遠見ヶ鼻の景色を楽しむ場所として注目されている観光スポット。 |

か～こ

| | |
|-------------|---|
| 海岸管理者 | 海岸法に基づき、津波、高潮、波浪、その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護し、国土の保全の義務を負うべき者。 |
| 海岸保全区域 | 高潮や浸食等から後背地を防護すべき海岸について都道府県知事が指定する区域のこと。 |
| 海洋レクリエーション | 海上や海中、海辺でのスポーツや野外活動、趣味・生涯学習活動などの「あそび」の活動のこと。 |
| 岸壁 | 港湾の埠頭における係留施設の一種。船舶が接岸係留して貨物の積み卸しや船客の乗降をするために、水域に対して壁状の構造をなした構造物で、水深が4.5m以上のもの。 |
| 北九州カニ・カキロード | 門司区～小倉南区間の主に周防灘沿岸を走る道路のこと。北九州市のブランド水産物「豊前本ガニ」「豊前海一粒かき」の複数の産地を地域全体で一大産地としてPRするため、産地に通じる道路に「北九州カニ・カキロード」という通称名を付けたもの。 |

| | |
|---------|---|
| 北九州都市圏 | 本市を核とした約 200 万人の圏域人口（通勤依存率 3%以上）から構成される地域（下関市、宗像市などを含む 28 市町村）。 |
| 近代化産業遺産 | 日本の経済産業省が認定している文化遺産のこと。 日本の産業近代化に貢献した産業遺産としての価値を持つ、幕末・明治維新から戦前にかけての工場跡や炭鉱跡等の建造物、画期的製造品、製造品の製造に用いられた機器や教育マニュアル等が認定されている。 |
| 漁港 | 漁業の根拠地となる海面や漁業集落などの陸域、ならびに漁業活動に必要な物揚場、荷捌きや網干しを行う漁港施設用地などの総称。漁港漁場整備法により農林水産大臣が指定、もしくは農林水産大臣の認可により市町村長が指定する。また、その指定された区域を「漁港区域」という。 |
| 漁港管理者 | 漁港の維持、保全及び運営その他漁港の維持管理の責任者。漁港の種類や所在地等に応じて都道府県または市町村が漁港管理者となる。 |
| クルーズ | 客船による観光旅行のこと。 |
| 港湾 | 島しょ・岬などの天然の地勢や防波堤などの人工構造物によって風浪を防いで、船舶が安全に停泊し人の乗降や荷役を行うことができる海域と陸地のこと。 |
| 港湾活動 | 船舶の係留、航行に利用する水域に隣接した陸域において、貨物の取り扱いや生産活動等を行うこと。 |
| 港湾管理者 | 港湾法に基づき、港湾を一体として管理運営し、その総合的開発発展を図る公共的責任の主体であって、地元地方公共団体が単独または共同して管理者となる。 |
| 港湾区域 | 経済的に一体の港湾として管理運営するための必要最小限度の区域について、国土交通大臣または都道府県知事が認可した区域のこと。 |
| 港湾施設 | 水域・陸域それぞれに整備された施設のこと。主な港湾施設は、航路、泊地、防波堤、岸壁、荷さばき地、野積場、上屋などである。 |
| 護岸 | 港湾施設及び後背地を高潮、津波及び波浪から防護するために設けられるもの。 |
| コンテナ | もともと「容器」を意味するが、一般には雑貨輸送の合理化のために開発された一定の容積を持つ輸送容器のこと。また、コンテナの海上輸送と陸上輸送を結ぶ接点となる施設を「コンテナターミナル」という。 |
| コンベンション | 会議・学会、見本市など、特定の目的のために大勢の人が集まる催しや集会のこと。 |

さ～そ

| | |
|----------|---|
| 里海 | 人の手が加わることで、生産性と生物の多様性が高くなった沿岸海域。 |
| 産業遺産 | ある時代においてその地域に根付いていた産業の姿を伝える遺物や遺跡のこと。 |
| 産業観光 | 歴史的・文化的に価値ある工場や機械などの産業文化財や産業製品を通じて、ものづくりの心にふれることを目的とした観光のこと。 |
| 棧橋 | 船舶を接岸係留する施設で、岸壁と同様に荷役と乗客の乗降に利用されるが、岸壁と異なり、橋梁のように水面に支柱を立てその上に梁と桁を渡し、これに床を張ったもの。 |
| 自然公園 | 自然公園法により環境大臣が指定する国立公園・国定公園や都道府県知事が指定する都道府県立自然公園の総称で、優れた自然の風景地のこと。 |
| 水際線 | 本来、水面と陸地が接しているところをいうが、広く人の社会活動に関して海陸の接点となるところも意味し用いられる。 |
| 水際線利用協議会 | 市民参加の水際線整備を進めるため、日頃から水際線に関わる市民活動を行っているNPO法人やまちづくり市民団体の代表者、学識者などが集まり、平成15年8月20日に設立された団体。 |
| 趨勢（すうせい） | ある方向へと動く勢い。社会などの全体の流れ。 |
| 生態系 | 生物とそれを取り巻く環境の親密な相互作用により形成されている仕組みのこと。 |
| 世界文化遺産 | 文化遺産や自然遺産を人類全体のための遺産として損傷、破壊などの脅威から保護し、保存していくため、世界遺産条約に基づいて作成される「世界遺産一覧表」に記載されている物件のことで、建造物や遺跡などの「文化遺産」、自然地域などの「自然遺産」、文化と自然の両方の要素を兼ね備えた「複合遺産」の3種類がある。 |

た～と

| | |
|-------|--|
| 地産地消 | 「地元生産—地元消費」の略語で、地元で生産された産物を地元で消費するという考え方により行われている取り組み。 |
| 底質調査 | 海底の土砂について、粒度、鉍物含有量などの分析を行うこと。 |
| 低炭素社会 | 地球温暖化の原因といわれる二酸化炭素の排出をできるだけ抑えながら、経済発展を図り、人々が安心して暮らすことができる社会。 |

は～ほ

| | |
|----------------|--|
| パブリック・インボルブメント | 多様な住民意見を反映し、住民の視点を活かした政策を行うため、地域政策の計画立案、意思決定において、行政と住民との意見交換、合意形成を行うこと。 |
| ビオトープ | 野生の生物群集が生存できるような特定の環境条件を備えた均一な限られた地域のこと。または、自然の生態系に接することができる場所として整備された空間。 |
| ビジターズ・インダストリー | 観光客をはじめ、仕事や買い物などさまざまな目的でその地域を訪れる人々（ビジターズ）を対象としたすべての産業。 |
| 干潟 | 海岸部に発達する砂や泥により形成された低湿地が、ある程度以上の面積で維持されている潮間帯のこと。砂浜と比べて波の影響が少なく、生物相が多様な平坦地形。 |
| 風致地区 | 都市の風致（樹林地、水辺地などで構成された良好な自然的景観）を維持するため、都市計画法により都市計画で定められる地区のこと。 |
| 覆砂（ふくさ） | 海底や湖底など底質改善を目的とした技術。ヘドロなどが発生し底質が悪化した底面を砂等により覆うこと。 |
| 埠頭（ふとう） | 船舶が接岸して荷役、旅客の乗降を行う場所。埠頭は、岸壁などの係留施設だけを指すのではなく、背後の上屋、倉庫、荷役機械、待合所などの陸上設備を含めた広い範囲を示す。 |
| 船だまり | 小型船舶を安全に係留するための水面のこと。 |
| ブランド水産物 | 競合他者のものと差別化され、より優れているものとして消費者に認識される水産物。 |
| ヘリテージツーリズム | 地域の産業遺構を保存し活用することで産業の発展を支えてきた各種技術や先人の営みを後世に伝え、地域に優れた産業技術が存在したことを地域や住民の誇りにつなげるとともに、外部の人が訪れ、ガイドの案内等を通じて学習・交流する旅行のこと。 |
| ボランティア | 生活改善、環境保全、福祉、文化、まちづくり活動等の様々な分野で、自発的に無報酬で奉仕活動をする人々またはその行為。 |

ま～も

| | |
|---------|--|
| マスタープラン | 基本的な方針として位置付けられる計画のこと。 |
| マニュアル | 手引き書。参考となることを記した本のこと。 |
| マリーナ | ヨットやモーターボートの係留、保管、燃料補給等のできる施設を備えている港。 |
| モーダルシフト | 輸送モード（方式）を転換すること。具体的にはトラックによる貨物輸送を船又は鉄道に切り替えようとする国の物流政策。特に大量一括輸送が可能となる幹線輸送部分を内航海運や鉄道貨物輸送に転換すること。 |
| 藻場（もば） | 沿岸域に形成された様々な海草・海藻の群落のこと。 |

ら〜ろ

| | |
|----------|--|
| ライフセービング | 水辺における人命救助・事故防止をボランティアで行う社会活動のこと。 |
| リピーター | 一度訪れた施設や店舗などに何度も足を運ぶ人のこと。 |
| リラクゼーション | リラックスすること。人をくつろいだ状態にする活動や行為。息抜き、休息。 |
| 臨港地区 | 港湾の管理運営を円滑に行うため、港湾区域と一体として機能すべき陸域を、都市計画法及び港湾法に基づいて定めた地区。 臨港地区内は、さらに商港区、工業港区などの分区が指定されており、分区ごとに構造物の建設等、行為の規制がある。 |

わ〜ん

| | |
|---------|---|
| ワークショップ | 元は作業場、研修会などの意。地域にかかわる諸問題に対応するために、さまざまな立場の参加者が経験交流や、共同作業を通じて、地域の課題発見・創造的な解決策や計画案の考案・それらの評価などを行っていく活動のこと。 |
|---------|---|

新・海辺のマスタープラン
～魅力ある海辺づくり計画～
【中間見直し】(素案)
平成 28 年 9 月

北九州市
港湾空港局 整備保全部 計画課
〒801-8555 北九州市門司区西海岸一丁目 2 番 7 号
電話 093-321-5988 FAX 093-321-5915